

(独)酒類総合研究所の概要

(1) 設 立 平成 13 年 4 月 1 日 (明治 37 年に大蔵省醸造試験所として創設)

(2) 事務所 広島県東広島市

(3) 常勤役職員数 (平成 31 年 3 月末現在)
47 名

(4) 目的

- 酒税の適正かつ公平な賦課の実現
- 酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高める

(5) 主な業務

酒税の適正かつ公平な賦課の実現、酒類業の健全な発達に加え、日本産酒類の輸出促進や地域振興の取組といった政府の重要方針を達成するため、①酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の適切な運用のための取組、②酒類産業の振興のための取組、③酒類に関するナショナルセンターとしての取組を行っている。

独立行政法人酒類総合研究所における政策体系図

国税庁の果たすべき任務

酒税の適正かつ公平な賦課の実現 及び 酒類業の健全な発達 (財務省設置法第19条)

政府の重要方針

日本再興戦略-JAPAN is BACK-
(平成25年6月14日閣議決定)

➡ 日本産酒類の輸出促進

まち・ひと・しごと創生総合戦略
(平成26年12月27日閣議決定)

➡ 地域振興の取組

総合的なTPP関連政策大綱
(平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)

➡ 日本産酒類等の海外展開、GIの活用促進

酒類総合研究所が果たすべきミッション (上記目的を達成するための技術的基盤)

1. 酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の適切な運用のための取組

○ 適正課税及び適正表示の確保

(例) 税制改正等への対応、純米酒へのアルコール添加の有無の判別方法の開発、酒類及び酒類原料の産地の判別などに関する研究の実施

2. 酒類産業の振興のための取組

○ 酒類の品質及び安全性の確保

(例) 酒類中の有害物質の分析・実態把握、
酒類関連微生物の安全性の検証

○ 技術力の維持強化の支援

(例) 講習、鑑評会について、公設試験研究機関や製造関係者等の要望を幅広く
踏まえ対応 (講習内容の充実化など)

○ 日本産酒類の輸出促進

(例) 酒類の長期品質保持に関する研究、放射能分析の実施、
EU・台湾への輸出酒類の分析証明

○ 地域振興の推進

(例) 地域ブランド確立に関する取組 (酒類、醸造微生物及び醸造原料の開発支援、
醸造原料の地域特性に関する研究など)、地域の要望を踏まえた成果の普及

3. 酒類に関するナショナルセンターとしての取組

○ 関係機関との連携の推進

(例) 国、公設試験研究機関、大学、民間等との研究交流の積極的実施、
共同研究など関係機関と連携した取組の充実化、海外機関等との連携

○ 情報発信・その他国民サービスの充実

(例) 酒類に対する国民の認識を高めるため、酒類総合研究所の取組について、
国民にとって親しみやすい、積極的な広報を実施

財務省設置法（平成十一年七月十六日法律第九十五号）

第二章 財務省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 財務省の設置

（所掌事務）

第四条 財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一～十六 （省略）
- 十七 内国税の賦課及び徴収に関すること。
- 十八 税理士に関すること。
- 十九 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十 醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保に関すること。
- 二十一～六十五 （省略）

第四章 国税庁

第一節 設置並びに任務及び所掌事務

第二款 任務及び所掌事務

（任務）

第十九条 国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第二十条 国税庁は、前条の任務を達成するため、第四条第十七号、第十九号（酒税の保全に関する制度の企画及び立案を除く。）から第二十三号まで、第六十三号及び第六十五号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 税理士制度の運営に関すること。
- 二 酒類に係る資源の有効な利用の確保に関すること。
- 三 政令で定める文教研修施設において、国税庁の所掌事務に関する研修を行うこと。

独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年十二月二十二日法律第百六十四号）

第一章 総則

（研究所の目的）

第三条 独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）は、酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする。

第二章 業務等

（業務の範囲）

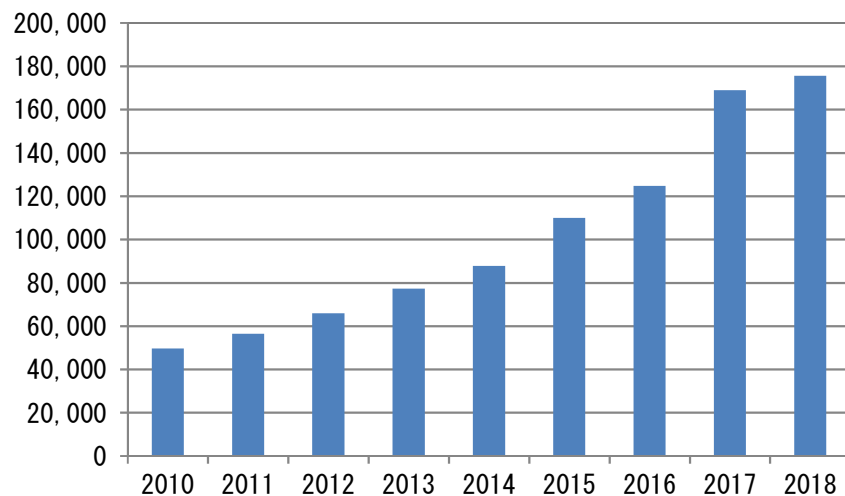
第十二条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 酒類の高度な分析及び鑑定（これらに伴う手法の開発を含む。）を行うこと。
- 二 酒類の品質に関する評価を行うこと。
- 三 酒類及び酒類業に関する研究及び調査を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及を行うこと。
- 五 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 六 酒類及び酒類業に関する講習を行うこと。
- 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

日本産酒類の輸出促進に向けた取組み

- 国税庁では、酒類業の健全な発達のため、政府の方針の下、日本産酒類の競争力強化・海外展開推進に取り組んでいる。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(骨太の方針)(令和元年6月21日閣議決定)及び「未来投資戦略2018」(成長戦略)(平成30年6月15日閣議決定)等においても、日本産酒類の競争力強化や、海外展開を推進することとしている。

酒類の輸出数量の推移



(独)酒類総研の役割

- 酒類の安全性確保のための分析
 - ⇒ 一部の輸出先国が輸入規制を継続していることから、引き続き、放射能分析を実施
 - ⇒ EU向けワイン、台湾向け酒類の安全性確認のための認定分析機関として分析、輸出証明書発行業務を実施
- 酒類の輸出促進に資する研究
 - ⇒ 日本酒の長期保存、長期輸送にも対応できる品質保持の研究
- 情報発信、提供
 - ⇒ 日本産酒類の安全性、品質について研究を含めてホームページで公開し、海外へも情報発信
 - ⇒ 海外に日本酒をPRするための冊子を作成するとともに、ホームページで公開